

五の目  
三猿文庫

# 平市公報

第十八號

昭和十四年九月十五日

## 興亞奉公日

### 內閣總理大臣の告諭

十一日の閣議において承認を経た興亞奉公日設定に關する總理大臣告諭は十一日官報號外にて公布されたが内容左の如し  
支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、秘威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘ト、軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ、然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國國民シク 勅旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

願フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競フテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今來局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關ズル基本方針ヲ決定シテ、全國國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實効ヲ舉ゲンコトヲ期シツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日即チ全國國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ

之ヲ實際生活ノ土ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ國力ノ増強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 勅旨ニ奉對スル所アラシ。是レ本大臣ノ深ク全國國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

內閣總理大臣 男爵 平 沼 騏 一郎

### 興亞奉公日の設定

事變進展と共に今や我國内外の情勢は愈緊迫を告げ此の時局に處し時艱を克服して聖業を達成し東亞新秩序の建設を完成する爲めには國民擧げて更に一層の緊張と覺悟とを以て國民精神を昂揚し滅私奉公の誠を致すに渾身の努力を要すべきは言を俟たざる所にして政府に於ては豫て國民精神總動員運動の強化擴充を圖り諸般施設の充實と之か實施に努めつゝあり更に全國國民の決意を新にし一層盡忠報國の精神を振起し之を日常生活の間に具現し其の實效を擧げんか爲今般毎月一日を興亞奉公日と定め九月より實施し恒久實踐の源泉たらしむべく八月十一日特に內閣告諭(卷首掲載)を發せられ全國國民の奮起を促されたる次第なり

記

與臣奉公日實踐事項

- 一、當日は各戸一齊に國旗を掲揚すること
- 二、當日は正午を期し感謝の黙禱を捧ぐることに尙戰歿將士の墓參並墓地の清掃を行ふこと
- 三、當日は慰問文若は慰問袋の發送並に傷痍軍人及出征軍人遺家族の慰問を行ふこと
- 四、當日は特に早起を勵行し各自業務に精勵すること
- 五、當日は服装並食事を簡素にし禁酒禁煙を實行すること
- 六、當日は家庭内の整理整頓を行ひ廢品を賣却すること
- 七、當日は必ず貯蓄を實行すること

縣會議員總選舉肅正運動

本市ニ於テハ九月二十五日執行ノ縣會議員選舉ヲ目標トシ振興委員會ノ協議ニ依リ大体左ノ計畫ニ基キ肅正運動ヲ實施セリ

實施計畫

一、講演懇談會開催

縣主催大講演會ノ外市内八ヶ所ニ講演並懇談會ヲ開催シ左ノ決議申合ヲ爲シタリ

決議

選舉ハ立憲政治ノ根幹ニシテ社會ノ淨化ハ總テ源ヲ茲ニ發シ國民カ大政ヲ翼贊シ奉ル臣民道實踐ノ機會タリ 來ルヘキ選舉ニ際シテハ深ク時局ヲ認識シ第一線將士ノ神聖ナル心事ヲ以テ選舉ニ對處シ一致協力公明正大真ニ明朗ナル選舉ノ實現ニ努力シ上聖明ニ應ヘ奉リ立憲政治ノ強化地方自治ノ振興ニ努メ非常時日本ノ君國ニ報スルノ覺悟ヲ以テ重大ナル責務ヲ完フセンコトヲ期ス

申合事項

- 一、事變下選舉ノ重大性ニ鑑ミ理想選舉ノ實現ヲ期スルコト
- 二、選舉ノ本義ヲ普及徹底シ一致協力正シキ選舉權ノ行使ヲ期スル事
- 三、買収變應利益供與等選舉權ヲ冒濫スルカ加キコトナキヲ期スル事
- 四、選舉法規ヲ遵守シ互ニ相戒メ選舉違反者ノ絶無ヲ期スルコト
- 五、我平市ノ有權者ハ萬障ヲ排シ必ス棄權セサコト

平市選舉肅正講演並懇談會出席者一同

一、選舉肅正祈願祭

縣社子鉞倉神社ニ於テ舉行部落ニ於テハ最寄神社ニ祈願ヲナス (別記參照)

一、學校トノ協力

市立學校兒童生徒ヲ通シ選舉肅正及棄權防止ノ趣旨徹底ニ努ム

一、會社工場トノ協力

鑛山、工場、會社等ノ従業員ニ對シテハ選舉肅正趣旨徹底ト特ニ棄權防止ニ努ム

一、立看板印刷ビラ

市内要所ニ立看板ヲ揚ケ市民全戸ニ對シ選舉肅正棄權防止ノビラ配付ス

一、投票當、日

當日各戸ニ國旗ヲ掲揚セシム、投票開始時刻ニハ「サイレン」吹鳴、警鐘、太鼓ヲ打鳴ラス

選舉肅正祈願祭

平市振興委員會協議ニ依リ選舉肅正運動ノ一行事タル選舉肅正祈願祭ハ九

月一日午前九時ヨリ縣社子歛倉神社ニ於テ左記順序ニ依リ舉行、振興委員區長、各官衙學校、各種團體代表(婦人團體代表共)一般有権者多數參列嚴肅禮ニ終了シタリ、尙部落ニ在リテハ各區長振興委員會中心トナリ最寄神社ニ參集夫々祈願ヲ行ヒタリ

式次 第

- 一、一同着席
- 一、修祓
- 一、祝詞奏上
- 一、代表者祈願誓詞奏上
- 一、齋主玉串奉奠
- 一、代表者玉串奉奠
- 一、一同退下

誓詞

謹ミテ縣社子歛倉神社ノ大前ニ白ス今回ノ選舉ニ際シ深ク時局ヲ認識シ第一線將士ノ神聖ナル心事ヲ以テ選舉ニ對處シ苟モ非曲アラシメス一致協力公明正大眞ニ明朗ナル選舉ノ實現ニ努力シ地方自治ノ振興成果ヲ收メ以テ天業ヲ冀望シ奉ランコトヲ期ス冀クハ明鑑ヲ垂レ給ヘンコトヲ茲ニ市民ヲ代表シ謹ミテ盟ヒ奉ル

昭和十四年九月一日

平市長 青沼鋒太郎

選舉肅正講演並懇談會日割

開會月 九月三日  
 時 午後七時  
 會 場 區 新町、長橋、研古、小野(園)、川崎、吉村、木澤、山崎(忠)、水野、吉田(實)、山崎(與)  
 城 講師氏名(略稱)

平市公報 第十八號 昭和十四年九月十五日 (毎月一回十五日發行)

九月三日  
午後七時

公會堂

鍛冶町、南町、大町、中町、一、二、三、四町目

萩原、岡田、青木、吉出(五)、大嶺、大森、鈴木(彌)、八卷、關内、鈴木(康)、菅本、猪狩、大谷、柴田

九月三日  
午後七時

第三小學

五町目、新川町、月見町、堤ノ内、立町、鎌田、大工町

鈴木(光)、諸橋、草野、荒川、高橋、多田井、赤津

九月四日  
午後七時

會議室

田町、搔樋小路、鐵官、南白

野崎、阿部、武田、藤田、山野、金古、蓮沼、酒井

九月四日  
午後七時

湯殿山

八幡小路、久保町、北目、胡摩澤、舊城跡

鍋田、服部、淺水、正木、山部、篠山、千葉、永山

九月四日  
午後七時

九品寺

柳町、四軒、仲間町

遠藤、小野(金)、堀江、佐藤

九月五日  
午後七時

第四小學

大字上、中、下平窪

松崎、松本、鈴木(勇)、菅波、薄葉、根本、鈴木(重)、上妻、高萩、小野、木田、吉野、矢吹(龜)、鈴木(庄)

九月五日  
午後七時

中鹽

中鹽、四波、大室、幕ノ内、鯨岡

矢吹(初)、矢吹(長)、吉田、

平市振興委員名簿

(昭和十四年八月現在)

野崎 龍藏	野崎 龍藏	永山 勇吉
蓮沼 輔藏	吉田 寅之	吉田 寅之
高橋 龍藏	川崎 寅之	川崎 寅之
菅本 正太郎	金子 武治	金子 武治
關内 幸太	大谷 武治	大谷 武治
佐藤 幸太	藤村 安治	藤村 安治
萩原 幸太	藤村 安治	藤村 安治
大塚 幸太	藤村 安治	藤村 安治

幹事及書記	正木貞二郎	淺水成吉郎	菅波國尚郎	赤津千右里郎	千葉山右近郎	篠山正廉郎	堀江森正茂郎	大森鶴勇郎	柴田鶴作郎	猪狩庄平門郎	阿部政右衛門郎	諸橋久太郎	山崎與三郎	荒川淺次郎	多田井笑次郎	矢吹庄龜作郎	鈴木木之助郎	松崎初松郎	矢吹本德一郎	松本井清郎	酒井彌太郎	鈴木木光吉郎	鈴野邊義政右	山野邊義政右	鈴木庫左政右
	山崎忠兵衛	吉田憲兵	矢吹長一	鈴木野喜太	吉田喜源	木野久盛	小野萩萬治	高妻萬治	上木重治	鈴木木丑松	根本葉五三	薄野七三	草野金三	小野野三	鍋田秀三	青木澤常	武田清次	水野虎三	小野野政	岡野政	遠藤政	山藤政	八卷部胞	服部胞	
	衛英	英	一勇	太宗	宗郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎	男郎

幹事	伊藤秀吉	西野源次郎	酒井寅之助	四家久米治	增田春造	神長倉春	長谷川政	眞野眞作	佐藤伊太郎
書記	鈴木木達允	山野邊達	須藤鶴之助	小泉長佐	岩立賢雄	松田充弘	松本充弘	渡邊佐七郎	佐藤淺次郎

訓令第一號

廳中一般

市吏員ハ選舉事務ニ關係スヘキ地位ニアルヲ以テ職務ノ内外ヲ問ハス常ニ言動ヲ慎ミ且嚴正公平ヲ旨トシ苟モ其ノ職務關係ニ於テ親戚知己縁故者ニ對シ特ニ利便ヲ與フル等ノコトナキハ勿論ヨク選舉肅正運動ノ趣旨ニ鑑ミ來ル二十五日執行セラルヘキ縣會議員選舉ニ關シテハ事務ノ迅速確實ヲ期スルト共ニ嚴肅公正細心ノ注意ヲ拂ヒ萬遺憾ナキヲ期セラルヘシ  
昭和十四年九月六日

行政區長會

平市長 青沼 鋒 太郎

九月一日午後一時市會議事堂ニ行政區長會ヲ開催、席上市長ヨリ過般縣下市町村長會ニ於ケル知事ノ訓示、指示事項ヲ傳達シ更ニ時局下緊要ナル指示注意ヲ行ヒ午後四時半終了シタリ、提出事項左ノ如シ

記

- 一、選舉肅正ニ關スル件
- 一、召集解除者氏名報告方ノ件
- 一、縣會議員選舉ニ關スル件
- 一、國民貯蓄獎勵ニ關スル件
- 一、生活刷新ニ關スル件
- 一、青年學校生徒就學獎勵ニ關スル件
- 一、昭和十五年度就學兒童調査ニ關スル件
- 一、物資配給ニ關スル件
- 一、主要食料増産確保ニ關スル件
- 一、肥料配給統制ニ關スル件
- 一、家畜増殖計畫ニ關スル件
- 一、勞力調整ニ關スル件
- 一、家庭防空群編成ニ關スル件
- 一、諸報告期限勵行ニ關スル件

### 陣歿英靈追悼法會

平市銃後奉公會主催今次事變ニ陣歿セラレタル英靈ニ對スル追悼法會ハ八月二十六日午後一時ヨリ市公會堂ニ於テ執行、關係者、各官公衛長、學校長、市會議員、區長、各種團體參列、左ノ順序ニ依リ伊藤助役開式ノ辭ニ次テ讀經、會長追悼文朗讀、遺族參列、代表者燒香、遺族代表挨拶閉式ノ辭ニテ午後四時嚴肅裡ニ終了シタリ、遺族ニハ夫々供物ノ贈呈ヲナシ散會シタリ、追悼陣歿英靈並ニ遺族等左ノ如シ

- 一、一 同着席
- 一、敬 禮

- 一、開式ノ辭
- 一、讀經
- 一、會長追悼文
- 一、燒香
- 一、遺族代表挨拶
- 一、閉式ノ辭
- 一、供物贈呈
- 一、解散

#### 陣歿者

任官年月日	兵科官等	位勳功	氏名	住所	遺族
昭和三、二〇、元	步中尉	從七、勳六功五	金成龜太郎	研町七	母金成よし
〃 四、六、七	同		富田 孝	鎌田町西	母高田ミイ
〃 三、七、三	騎曹		矢吹 長貴	中鹽瀧四	妻矢吹サイ
〃 三、九、六	步曹		草野 幸	上平窪	父草野長松
〃 三、六、〇	砲曹		星野嘉久次	二町目六	父星野久八
〃 三、〇、五	步軍	勳七、功六	丸山 芳春	五町目五	母丸山フミ
〃 三、〇、六	步伍	勳八、功七	半谷 壽長	四町目三	妻半谷すて
〃 三、六、六	〃		友部 連	二町目二	友部喜美子
〃 三、九、五	術伍		馬目英三郎	二町目三	馬目チャウ
〃 四、五、二	騎伍		豊田 勝一	杉平一九	母豊田つき
〃 三、〇、五	步上	勳八、功七	高橋 正	紺屋町	母高橋なを

三〇、五	歩上	勳八、功	大山 徳直	久保町七妻	大山サタ子
三二、二	〃	勳八	長瀬 徳男	下平窪諸	長瀬 チヨ
三、七、四	〃	勳八	大久保善八郎	研町六	大久保 善
三、七、元	轡上	〃	鹽田 清	大町三一	鹽田 シナ
三、九、三	〃	〃	蛭田 浩	白銀町二	蛭田 カク
四、一、二	歩上	〃	西瀧 知衛	六間門七	西瀧徳治郎
四、一、三	砲上	〃	大阿久三郎	長橋町三	大阿久政治
四、二、八	歩上	〃	鈴木 一	材木町元	鈴木 義徳
四、四、九	〃	〃	富田 行雄	二町目三	妻 富田 千枝
四、五、七	〃	〃	丹野 一郎	五町目三	父 丹野周一郎
三、六、七	轡上	〃	松本 翁助	中平窪辰	父 松本 源吉
四、五、〇	〃	〃	林 鐵男	仲間町天	父 林 幸作
三、三、一	同特一	〃	菅本 利雄	一町目四	妻 菅本 キヨ
四、七、三	歩一	〃	菅野 春雄	才樋小路	妻 菅野八重子

### 平市軍事後援會組織變更

銃後々援團體の整備強化を圖るべき政府の方針に基き従來の平市軍事後援會は其の組織を變更し別紙會則に依り平市銃後奉公會を設置せり

平市銃後奉公會設置の趣旨(昭和十四年八月二十日)

本市に於ては今次事變發生以來出征將兵をして後顧の憂なからしむると共に軍人遺家族に對する扶助慰問等を爲すべく昭和十二年八月平市軍事後援會を組織し銃後々援の完璧を期するに努め來りたる處政府に於ては爰に聖旨を奉體して恩賜を以て中央に軍人援護會を創設し道府縣に其の支部を設

置し官民一体銃後々援の強化擴充を期せられある所なるも時局の推移に鑑み眞に銃後奉公の完璧を期する爲には更に進んで市町村單位に設置しある斯種團體を整備して國民皆兵の本義と隣保相扶の道義とを基調とする郷一致の單一團體たらしめ兵役義務履行の準備を整ふると共に軍事後援に當らしむる様之が育成發展を圖るを以て喫緊の要務なりとの趣旨の下に斯種團體を銃後奉公會の名稱に統一せらるゝこととなりたるを以て本市軍事後援會を新に平市銃後奉公會とし其の組織をも改め『恩賜財團軍人援護會』とも聯繫を保ち平戰兩時を通じ之が存續發展を圖らんとす。

平市銃後奉公會々則 (昭和十四年八月二十日)

第一條 本會ハ平市銃後奉公會ト稱シ事務所ヲ平支役所内ニ置ク

第二條 本會ハ國民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ道義トニ基キ市民一致兵役義務履行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事後援ノ實施ニ當リ愈發勇率公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲關係團體ト緊密ナル聯絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、兵役義務心ノ昂揚

二、隣保相扶ノ道義心ノ振作

三、兵役義務履行ノ準備

四、現役又ハ應召軍人若ハ傷痍軍人並其ノ遺族家族ノ援護

五、勞力奉仕其ノ他家業ノ援助

六、弔慰

七、慰問、慰藉

八、輜軍

九、身上及家事相談

十、軍事後援思想ノ普及徹底

十一、其ノ他必要ナル事業

第四條

本會ノ會員ハ左ノ三種トス

一、名譽會員毎年壹百圓以上ヲ納ムル者

二、特別會員毎年拾圓ヲ納ムルモノ

三、普通會員毎年五圓ヲ納ムルモノ

會員ヲラントスル者ハ入會申込書ヲ提出スルモノトス

第五條

本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

會長 一名 副會長 四名

評議員 若干名 幹事 若干名

本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第六條

會長ハ平市長ニ副會長ハ平市助役、平市會議長、帝國在郷軍人會

平市聯合分會長、平市商工會長ニ委囑シ評議員及幹事ハ會長之ヲ

囑託ス

會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ本會ノ經費豫算及決算並重要ナル事項ヲ審議ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ニ従事ス

第七條

本會ノ經費ハ會費及寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

會費ハ之ヲ分納スルコトヲ得

入會申込書

一金 圓也

今般貴會ノ趣旨ニ賛成シ前書ノ金員毎年納付可仕候段申込候也

昭和 年 月 日

平市 何 番地

之 某

平市統後奉公會長 平市長青沼録太郎殿

統後家庭強化計畫に就て

平市統後奉公會に於ては統後家庭の強化を圖る爲今般指導員を委囑し左の事業を行ふこととなれり

統後家庭強化計畫書

一、本會は統後家庭の強化を圖らんとし左の事業を行ふものとす

(一) 指導員の設置

定員四名 阿部コト子、久野ひさ子、有馬秀子、石井富智子

外臨時必要に依り委囑することあるべし

(二) 指導すべき事項の概要

イ、皇室の洪大無邊なる御仁慈に對し率り常に報謝の念を新にし奉

公の精神を振作せしむること

ロ、神佛の敬祭祖先の祭祝等を實行せしめて敬神崇祖の念を作興せ

しむること

ハ、東亞新秩序建設の意義を認識せしめ堅忍持久時難克服の決意を

強固ならしむること

ニ、統後國民の誠意に對し遺族家族としての感謝の念を保持せしむ

ること

ホ、自立向上の氣魄を振起せしめ依頼心怠惰心等に依る弊風を戒め

勤勞の慣習に馴致せしむること

ヘ、家族内の親和を保ち互戒共勵以て健全なる家族精神の發揮を圖

ると共に親族間の協和を保ち親族相扶の實を擧げ以て家庭の強

化に努めしむること

ト、冗費節約勤儉貯蓄家業の整理家財の適當なる保管運用等時局に

即應したる日常生活様式並に家庭經濟の刷新を圖ると共に衛生

に留意し健康の保持増進に努めしむること  
 チ、家門の榮譽を尊重し自肅操守を堅持し世の儀表たらしむる様修養精進せしめ特に子女の育英は將來家門の繁榮國家隆替に關係する所甚大なるを以て其の萬全を期せしむること  
 リ、家庭内に存する各種の事情を査察して適正迅速且つ懇切なる處理をなすこと

ス、家庭紛議等に付ては軍事援護身上相談所と緊密なる連絡を保ち圓滿なる解決に努むるは勿論事前に之が緩和解消を圖ると共に爾後の和合に萬全を期すること  
 ル、精神的經濟的に不安ある家庭に對しては慰藉激勵に努むると共に積極的に之が良き相談相手となり夫々則應せる輔導をなす事  
 ヲ、講話會懇談會座談會印刷物の配布映畫會展覽會等を随時開催して尊敬感謝の念を昂揚せしむること  
 ヲ、各種軍事援護機關の連絡を密にし機能を充分活用すること

慰問狀發送に就て

今次事變の長期性に鑑み出征將兵慰問の方法に付今回平市統後奉公會に於て左の通協議決定せり

記

- 一、慰問狀の發送に付て  
 本市出身出征將兵に對する慰問狀にして左の方法に依るときは統後奉公會に於て發送するものとす  
 一、區に於て其の區より出征したる將兵に對し發送するものなる事  
 一、區に於ては區内の學校生徒、男女青年團員、愛國婦人會員、國防婦人會員等より慰問文、慰問繪畫其の他を募集(作者名を付

- す)し之に出征將兵の名宛を記すること(凡て肉筆を可とす)  
 二、慰問狀は區長に於て取纏め封筒に入れ部隊名、將兵名を記載し會に持參すること、但し其の區より區出身の將兵に對し慰問する意味を書き添ふことを可とす  
 一、慰問狀の發送は各區共第一回は來る九月末日を以て締切り爾後隔月とすること  
 一、封筒は要求に依り會より交付す郵税は會の負担とす

入營出征軍人ニたすき贈呈ニ就テ

平市在住者ニシテ爾今入營又ハ出征スル者ニ對シテハ平市統後奉公會ヨリ市名ノ襪ヲ贈ルコト、ナレルヲ以テ該當者ハ其ノ都度市役所兵事課ニ申出ツル様一般ニ周知シ尙從來入營ノ際贈呈シタル歌送旗ハ之ヲ廢止シ襪ニ代ヘ錢別ハ從前通贈呈スルコト、セリ

八月中文書收受發送件數

部	種	收 受	發 送	計
庶務	業務	五〇四	四七二	九七六
學務	業務	一七四	二八三	四五七
産業	業務	一〇六	一六八	二七四
兵務	業務	一九三	一九九	三九二
戶籍	業務	二五六	二四三	四九九
社會	業務	一九七	一八七	三八四
財務	業務	一五六	一四八	三〇四
工務	業務	六四	七二	一三六
計		一、六五〇	一、七七二	三、四二二



八月中戸籍寄留件數

出 生	死 亡	婚 姻	離 婚	其 他	證 明	閱 覽	證 明	計	計	計	計
四八	三八	二六	一	五〇	一七〇	二四四	一七	一五	二七六	六四	四四
二二	三三	三	一	五二	二二	一〇八	九				
七〇	六〇	二九		五一	二二						
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

八月中公會堂使用狀況

一使用回数	內有	無	市役所使用	料	金
一四	九	一	四	料	五六、〇〇

辭 令

昭和十四年八月十八日  
 雇ヲ命ス月俸參拾圓給與  
 庶務課勤務  
 全年九月七日  
 兵事課勤務ヲ命ス  
 松 本 金 太 郎  
 雇 古 川 唯 一

昭和十四年九月十五日

發行所 平 市 役 所  
 發行人 青 沼 錄 太 郎

印刷者 川 崎 文 治  
福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常磐每日印刷株式會社  
福島縣平市長橋町三五番地  
 電話 六三〇番

